

香川県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

香川県の洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。
新しい発表基準は令和 7 年 5 月 29 日 13 時から適用します。

洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害資料等を用いて基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

記

- 1 基準変更日時
令和 7 年 5 月 29 日（木）13 時
- 2 基準を変更する市町
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、宇多津町、多度津町、まんのう町
- 3 発表基準
5 月 29 日 13 時以降、以下の URL（気象庁ホームページ）に掲載します。
警報・注意報発表基準一覧表（香川県）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kagawa.html>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】香川県の気象警報・注意報発表状況

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=370000

さぬき市は、洪水警報・注意報の発表基準の変更はありませんが、洪水キキクルの「危険」（紫）に用いる基準を変更します。

問合せ先：高松地方気象台 担当 堀田・河田
電話：087-826-6122